

大阪市立美術館地下展覧会室

令和 3 年度優先使用団体募集要項

大阪市立美術館（以下「美術館」という。）の美術団体等（以下「団体」という。）に対する地下展覧会室（以下「展覧会室」という。）使用の募集を次の要領で行います。

1. 使用許可条件

展覧会室を使用できるのは、次の条件を満たす展覧会及び団体です。

- (1) 美術品及び美術工芸品の展覧会であること。
- (2) 美術及び美術工芸の助長、奨励に値する展覧会であること。
- (3) 公募展であること（個展・グループ展は不可）。
- (4) 専ら営利を目的としない展覧会であること。
- (5) 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対する等、政治・宗教活動でないこと。
- (6) 前 5 項を総合的に勘案し、かつ次の各号の要件をすべて具備する団体に限る。

※ただし、大阪市教育委員会、大阪府教育委員会、学校教育法にかかげる学校（高校・中学・小学校）、大阪市、美術館を除く。

- ① 直近において継続して 3 年以上団体として活動していること。
- ② 直近において継続して 3 年以上展覧会を開催していること。
- ③ 収支決算が明確であること（収支決算書があること）。
- ④ 団体の定款・規則等が明文化されていること。
- ⑤ 暴力団の利益になり、又はなるおそれがないこと。また、団体の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

2. 使用条件

- (1) 室使用単位
1 室単位、使用可能部屋数は 1 室から最大 4 室まで。
- (2) 使用期間及び使用上限
・年度ごとに美術館が定める期間を 1 会期とし、会期単位の使用とします。
※別紙 1 参照
ただし、これまでの使用実績や展覧会規模により複数会期の使用ができます。
・連続した会期は 2 会期まで。
- (3) 開室時間
午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。最終入室は午後 4 時 30 分。
- (4) 休館日
美術館の休館日と同じ。

3. 使用割当方針及び使用許可について

- (1) 優先使用団体に会期・展覧会室を割り当てます。
 - ① 書類審査により優先使用団体を設けます。
 - ② 大阪市教育委員会、府教育委員会主催の学校関係展覧会や学校教育法にかかげる学校による大阪市域・大阪府域の生徒（高校・中学・小学校）を対象とした公募展、コンクールは優先使用とします。
 - ③ 大阪市、大阪市立美術館が主催する展覧会は、優先使用とします。
- (2) 使用申請書（様式1）の希望会期・展覧会室をもって割当てます。
 - ① 年度途中に施設の維持管理のための保守点検日を設けています。
 - ② 希望会期・展覧会室が他団体と重複する場合は、美術館の判断で調整し割当てることがあります。
- (3) 優先使用団体に割当てた会期・展覧会室以外については、改めて申請した希望会期・展覧会室をもって割当てます。

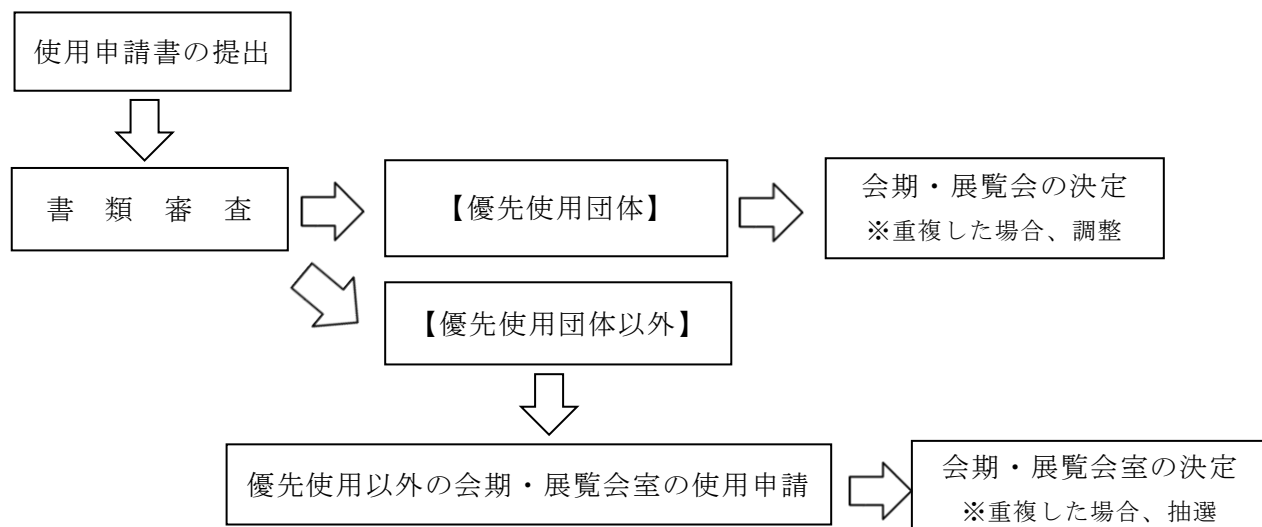
ただし、他団体と希望が重複した場合は、会期ごとに抽選して割当てます。
- (4) 前項(1)、(2)、(3)により、展覧会室に空きが生じた場合は、改めて募集を行い、使用申込の先着順とします。
- (5) 会期及び使用部屋数の上限
多くの団体が使用できるよう、これまでの実績（当館の実績がない場合、他施設での使用実績を考慮）を上限として調整します。

4. 施設使用料

- (1) 展覧会室 30,000円（1室1日）
- (2) 展覧会事務室 3,000円（1室1日）
- (3) 納付期限
原則として展覧会開催初日の属する月の前月の1日
※ただし、納付期限日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌日以降の最初に到来する金融機関の営業日
- (4) 使用料の納付に延滞が生じた場合は、使用の差し止めを命じることがあります。
- (5) 使用料還付について
すでに支払われた使用料は還付しません。
※ただし、使用の許可を取り消されたとき及び、台風等の災害による特別な事情により館長が特に認めたときは、使用料の還付ができるものとします。

5. 使用申込み

(1) 申込手続きの流れ



(2) 使用募集年度

令和3年度（2021年度）

(3) 書類審査

応募の中から、書類審査の上、優先使用団体を選考します。

(4) 申込期間

令和元年7月29日（月）から令和元年8月22日（木）まで

(5) 提出書類

- ① 使用申請書（様式1）
- ② 美術団体の概要（様式2）
- ③ 美術団体の活動内容（様式3）
- ④ 平成28年度から30年度の3か年度分の収支決算書（添付資料）
- ⑤ 会則・規約及び会員（役員）名簿（添付資料）
- ⑥ 直近の公募展の募集要項・出品規約（添付資料）

(6) 提出先及び提出方法

① 提出方法

書留（簡易書留可）での郵送。（書留郵便以外の受付は不可）

② 締切

令和元年8月22日（木）※消印有効

③ 提出先

〒543-0063 大阪市天王寺区茶臼山町1-8-2
大阪市立美術館 地下展募集担当

6. 優先使用団体の結果通知

全応募団体に通知します。（令和元年9月下旬予定）

7. 優先使用団体以外の使用申込及び抽選について

- (1) 優先使用団体に割当てた会期、展覧会室以外の使用については、別途、申込期間を設け、募集します。(令和元年10月予定)
- (2) 提出書類 本要項5(5)と同じ
※ただし、今回の優先使用団体募集に応募して選考されなかった団体については、様式2及び様式3は省略できます。
- (3) 様式1の第1希望会期をもって抽選します。
 - ・会期・展覧会室が他団体と重複する場合は、会期をもって抽選をし当選順に展覧会室を割当てます。
 - ・会期・展覧会室の申込が重複しない場合は、無抽選となります。
- (4) 前号により会期・展覧会室に空きが生じた場合には、以下、第2希望会期、第3希望会期の順に抽選を行います。

8. 使用許可の決定

使用の許可通知書は、令和元年12月に送付予定。

9. 使用権の譲渡・転貸の禁止

使用者が、使用の権利を譲渡、又は転貸することはできません。

10. 使用許可の取消し

- (1) 次の事項に該当する場合は、使用許可の取消し、又は使用の制限、若しくは停止することがあります。
 - ① 使用目的等に反するとき
 - ② 館の指示に従わないとき
 - ③ 虚偽の申請、又は申請と著しく異なった内容での使用があった場合
 - ④ 使用料金を前納しないとき
 - ⑤ 公序良俗に反するおそれがあるとき
 - ⑥ 施設等を破損・滅失させるおそれがあるとき
 - ⑦ 災害その他の事故により美術館の使用ができないとき
 - ⑧ 工事その他の都合により、館長が特に必要を認めたとき
- (2) 使用許可後に使用者が使用取消しをする場合は、速やかに当館に届け出てください。
- (3) 美術館は、使用許可の取消しをした場合において、本要項4による使用料の還付以外の賠償責任は負いません。

11. 原状回復義務

使用者は、使用した施設等を原状回復するものとします。

12. 損害賠償

美術館に損害を与えた者は、その損害を賠償するものとします。

ただし、以下の場合には損害賠償を減額又は免除することができます。

- (1) 不可抗力による場合
- (2) その他特別な事情で特に理事長が認めた場合